指令

一、職首の場合に於ける緊急處置の件

イ 組合員は職首の通達（直接に自宅通知）の場合は個人的行動をとらず直に支部責任者の下に職首辞令を届け組合の統制に從つて行動をとること

ロ 解雇辞令を受けた責任者は直に縣場大會を召集して職首者復職を決議し職首者と未職首者との関係を緊密ならしめること 茲に辞令を一束とし本部に届けること

二、支部内連絡網充実の件

イ 各支部は連絡網責任者一名を選ぶこと責任者は住所氏名、職場を本部迄通知のこと

ロ 各箱番に一名宛の連絡委員を選ぶこと

ハ 支部連絡責任者は本部より来る指令達示、諸通知、文書等は遅滞なく箱番連絡委員に示達して直に行動に移すこと

ニ 各支部連絡責任者は突發事項が生じた場合は直に通知すること

三、地区的連絡委員会議量に就て

イ 目的地域的に各支部連絡の緊密地に行動の統一

ロ 組織 中部地域 日本橋 神田 麹町 京橋 城東 枝川 本部 深川 橋梁

城南 芝浦 自動車 芝 麻布

城北 下渋 [illegible]町島 [illegible] 本部